



避難所における新型コロナウイルス 感染症等への対応

『合志市避難所開設・運営マニュアル 風水害編・地震編』令和3年6月策定の増補版
避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応



合 志 市



目 次

1	はじめに	1
2	指定緊急避難場所・指定避難所及び自主避難所について	1
3	避難準備（事前準備）	1
4	災害発生時の行動	2
	（1）広報の実施	
	（2）避難の実施	
5	避難所開設の事前準備	2
	（1）避難所のレイアウト検討	
	（2）菊池保健所との相談・連携体制の構築	
	（3）物資・機材の確保	
6	避難所開設後の対応	3
	（1）避難時の健康状態による振り分け	
	（2）避難所の健康管理	
	（3）発熱者等が発生した場合の対応	
7	車中泊など避難所外避難者への対応	4

● 防災行政無線の聞き直しダイヤル：248-2288

● 合志市防災メールアドレス

bousai.koshi-city@raiden.ktaiwork.jp



1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期さなければなりません。

このためには、避難所の「密閉・密集・密接」の3つの密（3密）の防止を図ることが重要な課題であり、避難所の混雑を避けるため適切な行動をとる必要があります。

本市では、具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する市民の安全・安心を確保するため、『合志市避難所開設・運営マニュアル 風水害編・地震編』平成29年5月策定の増補版として『避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応』を作成しました。

2 指定緊急避難場所・指定避難所及び自主避難所について

- 指定緊急避難場所「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所」（災害対策基本法第49条の4）

※地震などの異常な現象が起きたときに迅速に逃げる場所。一時的に避難する場所

- 指定避難所「災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設」（災害対策基本法第49条の7）

※居住の場所を確保することが困難な住民に、その場所を提供する施設。一時的に滞在する避難所

- 自主避難所の開設は、基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所の開設が必要と判断した場合に開設する。

（合志市地域防災計画書） ※自主的に避難する予防避難（指定避難所の中から開設します。）

3 避難準備（事前準備）

（1）避難所の確認

- 指定緊急避難場所・指定避難所・自主避難所の確認

地区内の避難所等を地区防災計画や合志市ホームページ（避難所）により事前に確認しましょう。

※資料①『指定避難所等一覧』本紙P5

（2）避難行動の把握

- 避難行動判定フローやハザードマップ（合志市総合防災マップ）等で平時から確認しておきましょう。

※資料②『避難行動判定フロー』本紙P8

（3）非常時持出物品の確認

マスク、消毒液（又はウェットティッシュ）、タオル、体温計、常備薬、食料など、必要な物品は持参できるよう、あらかじめ自分でも用意しておきましょう。

※既配布済『合志市総合防災マップ（保存版）』P8参照



4 災害発生時の行動

(1) 広報の実施

- 地震や台風、大雨など、災害の種類によって避難時期が異なります。
市の防災無線や**防災メール、Twitter、Yahoo 防災アプリ**などで避難情報・避難所開設情報に注意しましょう。

★下線は事前登録など必要です。

※資料③『避難情報のポイント』本紙P10



(2) 避難の実施

- 災害発生時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。
ただし、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合は必ずしも避難場所に行く必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症への警戒が継続する中では、災害発生に備え、次の点に留意して下さい。

- 自宅の外に避難が必要か、あらかじめ合志市総合防災マップ等で確認する。
- 『在宅避難』：自宅での安全が確保できる場合
- 『縁故避難』：安全が確保できる親戚や知人宅等への避難



5 避難所開設の事前準備

(1) 避難所のレイアウトの検討

- 密接・密集を避けるため避難者（個人又は家族）ごとの間隔を、可能な限り2m（最低でも1m）空けます。
- 発熱や咳等の症状が出た人に係る専用のスペースを確保します。

※資料④『新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）』
本紙P13



(2) 菊池保健所との相談・連携体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある人が発生した場合等に備え菊池保健所との連携を構築します。

(3) 物資・機材の確保

- 感染防止を図る上で有効な物資・機材を確保する。
 - （基本的対策用）マスク、消毒液（手指用と環境用を区別）、ペーパータオル、ハンドソープ、アルコール消毒液、洗剤、ゴミ袋 等

- （健康確認用）体温計等
- （その他資材）パーティション、ビニールシート、段ボールベッド、簡易ベット、仮設トイレ、動線確保用のビニールテープ又はロープ 等



6 避難所開設後の対応



(1) 避難時の健康状態による振り分け

- 避難所入り口で体温の計測、受付で症状等の聞き取りを行います。
- 避難者で受付が混雑する場合は、密接を避けるため車で待機をお願いします。
- 発熱者（微熱を含む）は、避難者受付カードに必要事項を

記入していただき、問診を行います。ただし、感染症等罹患が疑われる場合については、菊池保健所（0968-25-4138）又は熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（096-300-5909）に相談していただきます。

- 平熱の方も、避難者受付カードに必要事項を記入してもらいます。



(2) 避難所における感染予防対策



- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と水で手洗いを行う。（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ゴミ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底して行いましょう。
- 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用できます。

他の人にうつさないために

- 避難所内ではマスク着用を原則とし、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底して行いましょう。
- 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保しましょう。



換気をするモン
#OpenWindow

※換気は定期的（1時間に2回程度）に行います。

- 物資配布時間を細かく調整するなどして、避難所内での密集・密接を回避します。
- 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避けます。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに区分します。
- 避難所内に感染防止対策に係るポスター等を掲示し、周知啓発を行います。

※資料⑤『感染症対策』本紙P18

- 消毒液を避難所の出入口、トイレ周辺等に設置します。

- 避難所内は定期的に清掃し、物品等も定期的、および目に見える汚れがあるときに家庭用洗剤等又は、アルコール消毒液を用いて消毒するなど、避難所内の衛生環境を整えます。
- 感染症の疑いがある汚物は、専門の汚物入れ（黒のごみ袋等）を準備します。

※資料⑥『生活スペースの掃除のポイント』本紙P19

(3) 避難者の健康管理

- 本部待機の保健師等が、状況に応じ巡回や相談を受けるなど避難者の健康管理に努めます。
- 特に、高齢者や基礎疾患を有する人等は、感染した場合重症化するリスクが高いため、健康状態の変化を早めに運営スタッフに申し出てください。

(4) 発熱者等が発生した場合の対応

- 発熱者等が発生した場合は、避難所運営スタッフにおいても十分な感染症対策を講じた上で速やかに専用スペース（個室等）へ移動させ、感染症発生等が疑われるなどの状況に応じ菊池保健所とも協議の

上で適切に対応します。

※ 発熱者等が発生した場合の対応に当たっては、お互いを思いやる気持ちを忘れずにいましょう。

7 車中泊など避難所外避難者への対応

➤ 新型コロナウイルス感染症の現下の状況から、災害発生時には、親戚・知人宅等への避難はもとより、車中泊等の避難所外避難者が多く発生することが想定されます。

➤ 点在の抑制（指定場所への集約推進）



➤ 指定避難場所及び指定避難所の敷地内を車中泊等の避難者の集約場所として準備してあります。

※資料①『指定避難所等一覧』本紙P5

➤ 車中泊等で避難する場合は、安否の連絡とともに避難先を地区防災計画に示された要領に従って連絡してください。

- 利用開始時には氏名・電話番号・車のナンバー等を登録し、利用を終了する場合は運営スタッフに確実に連絡してください。
- エコノミー症候群を防ぐため、長期間同じ姿勢をとらないように定期的に体操するなど、健康管理に留意してください。

指定避難所等

資料①

(別表1) 指定緊急避難場所

施設名称	収容可能人員等		施設名称	収容可能人員等	
	屋内 (人)	屋外 (台)		屋内 (人)	屋外 (台)
合志市泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	108	90	ユーパレス弁天(※駐車場のみ)	0	77
栄市民センター「みどり館」	255	76	栄グラウンド	0	332
栄体育館	140	70	合生文化会館	99	0
福原グラウンド	0	320	御代志市民センター	548	0
野付グラウンド	0	93	西合志体育館	216	0
わんぱく広場	0	56	須屋市民センター	101	77
すすかけ台南公園	0	19	総合センター「ヴィーブル」	1628	319
すすかけ台中央公園	0	65	合志小学校	131	138
すすかけ台コミュニティセンター	0	94	合志中学校	259	429
すすかけ台北公園	0	23	南ヶ丘小学校	148	226
すすかけ台西公園	0	18	合志南小学校	189	200
泉ヶ丘中央公園	0	33	西合志第一小学校	125	134
泉ヶ丘北公園	0	22	西合志中央小学校	125	164
泉ヶ丘東北公園	0	26	西合志中学校	231	347
泉ヶ丘東公園	0	23	西合志東小学校	200	186
泉ヶ丘南公園	0	54	西合志南小学校	190	228
永江団地西公園	0	27	西合志南中学校	306	476
永江団地中央公園(地震時のみ)	0	51	総合運動公園	0	251
杉並台中央公園(地震時のみ)	0	50	中央運動公園グラウンド	0	290
沖野台公園	0	10	合生グラウンド	0	115
須屋浄化センター(地震時のみ)	0	72	みずき台グラウンド	0	114
老人憩の家	202	0	元気の森公園(地震時のみ)	0	74
野々島防災拠点センター	139	68	アンビー熊本	0	235
黒石防災拠点センター	70	61	ニシムタ	0	418
合志地区防災広場		150	楓の森小・中学校	252	960

参考:(人) 5㎡ (台) 30㎡

指定避難所等

(別表2-1) 指定一般避難所

施設名称	収容可能人員等		収容予定地域
	屋内 (人)	屋外 (台)	
合志市防災拠点センター※★	60	150	新古閑・御領・野付・杉並台等
総合センター「ヴィーブル」★	1628	319	新古閑・御領・野付・杉並台
合志小学校	131	138	出分・上古閑・新迫・日向・上町・横町・下町・二子・油古閑・上庄・竹迫住宅・中央団地
合志中学校★	259	429	原口・原口下
合志南小学校★	189	200	群・黒石原・笹原・西沖住宅・桜路・桜和の丘
泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター※★	108	90	泉ヶ丘・すずかけ台
南ヶ丘小学校★	148	226	武蔵野台・ファーストプレイス合志 永江団地・沖野台・ポレスター光の森
栄市民センター「みどり館」※★	255	76	平島・鹿水・栄温泉団地・新栄温泉団地、山下 団地・栄住宅
栄体育館★	140	70	後川辺・中林
西合志第一小学校★	125	134	立割・生坪・弘生・江良・高木・小合志・辻久 保
合生文化会館★	99	0	立割・合生住宅・桑木鶴団地
西合志中央小学校★	125	164	湯之端・外園・中尾・灰塚・黒松
野々島防災拠点センター※★	139	68	北・本村・辻・東・城・上生 くぬぎヶ丘団地
西合志中学校★	231	347	若原・大池・東大池・小池・芝原 南原住宅
御代志市民センター※★	548	0	若原・御代志・九州沖縄農研・再春荘菊池恵楓 園
老人憩の家★	202	0	黒石・木原野・ユトリック団地
黒石防災拠点センター★	70	61	黒石・黒石団地・みずき台・新開・東須屋
黒石体育館★	137	0	黒石・黒石団地
西合志東小学校★	200	186	須屋・新開・みずき台・陽光台
西合志南中学校★	306	476	須屋・新開・東須屋・みずき台・陽光台
西合志南小学校★	190	228	須屋・上須屋・西須屋団地
妙泉寺体育館★	80	0	須屋・上須屋・西須屋団地
須屋市民センター※★	286	38	須屋・南須屋・南陽・榎ノ本、県営住宅、堀川
ユーパレス弁天★	88	77	
楓の森小・中学校	252	960	黒石原、西沖住宅、御代志、九州沖縄農研、再 春荘、菊池恵楓園、陽光台

※印は、Wi-Fi設置施設、★印は特設公衆電話を示す。参考：(人) 5㎡ (台) 30㎡

※印は、2019年度Wi-Fi設置施設を示す。

指定福祉避難所 (施設名称)	収容可能人員		収容予定地域
	人員 5㎡ 換算	台数 15㎡ 換算	
保健福祉センター ふれあい館※	72	0	要配慮者、その家族

※印は、2019年度Wi-Fi設置施設を示す。

災害時受入が可能な福祉施設（災害協定締結施設）

施設名称	住 所
保健福祉センター ふれあい館	合志市須屋 2251-1
サービス付き高齢者向け住宅 スリースマイル秋桜	合志市須屋 250-1
野々島学園	合志市野々島 2774-4
介護老人保健施設 有隣	合志市野々島 4414-17
特別養護老人ホーム 菊香園	合志市御代志 718-4
障害者支援施設 白鳩園	合志市御代志 722-1
障害者支援施設 くぬぎ園	合志市御代志 722-7
就労支援センター テクニカル工房	合志市御代志 1342
ファミリーハウス ひまわり	合志市御代志 2035-1
ツクイ合志	合志市幾久富 1904-4
サンシャインワークス	合志市豊岡 2000-1653
グループホームかとれあ会	合志市栄 2325-1
特別養護老人ホーム くぬぎ荘	合志市野々島 5678-2
熊本県立ひのくに高等支援学校	合志市合生 4360-7

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い
区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、
立退き避難（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、
水・食糧などの備えが十分にある
場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全
確保すること）も可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

**警戒レベル3 高齢者
等避難**が出たら、**安全な親戚や知人宅に
避難**しましょう（日頃から相談しておき
ましょう）

いいえ

**警戒レベル3 高齢者
等避難**が出たら、市
区町村が指定してい
る**指定緊急避難場所
に避難**しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4 避難指示
が出たら、**安全な親戚
や知人宅に避難**しま
しょう（日頃から相談
しておきましょう）

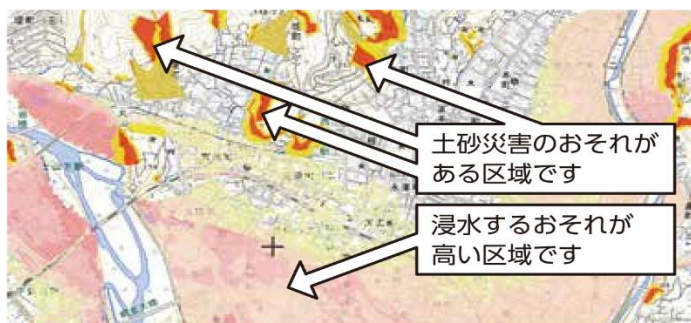
いいえ

警戒レベル4 避難指示
が出たら、市区町村が
指定している**指定緊急
避難場所に避難**しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害

洪水浸水想定区域 (浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

凡例

土砂災害

土砂災害警戒区域：黄色
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：赤色
建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

検索



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)
- 水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間 (浸水継続時間) はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。



警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。



「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。



避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

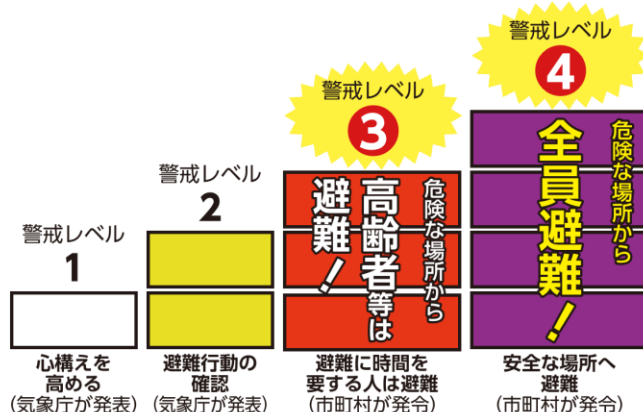
緊急時に確認

避難情報のポイント

!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

- ❗ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
 - ❗ 危険な場所から警戒レベル3で(高齢者等は避難)、警戒レベル4で(全員避難※1)です。
- ※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



- ❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つてはいけません!
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

- ❗ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

- ❗ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含まれています。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

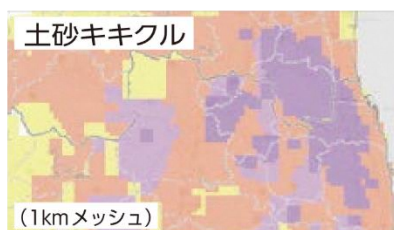
- ❗ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

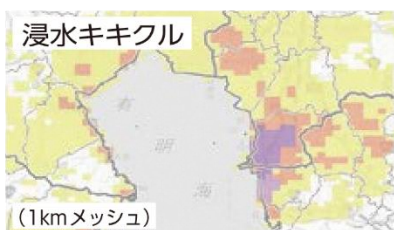
■キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)	
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	---	
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当 ---	---	

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉

R2. 6. 10

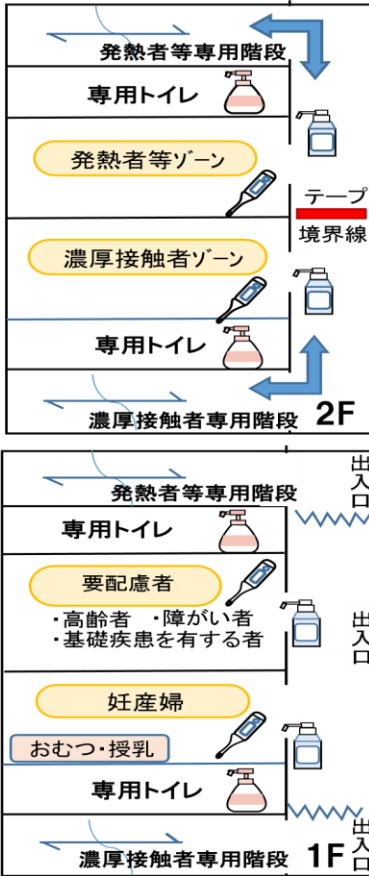
第2版

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

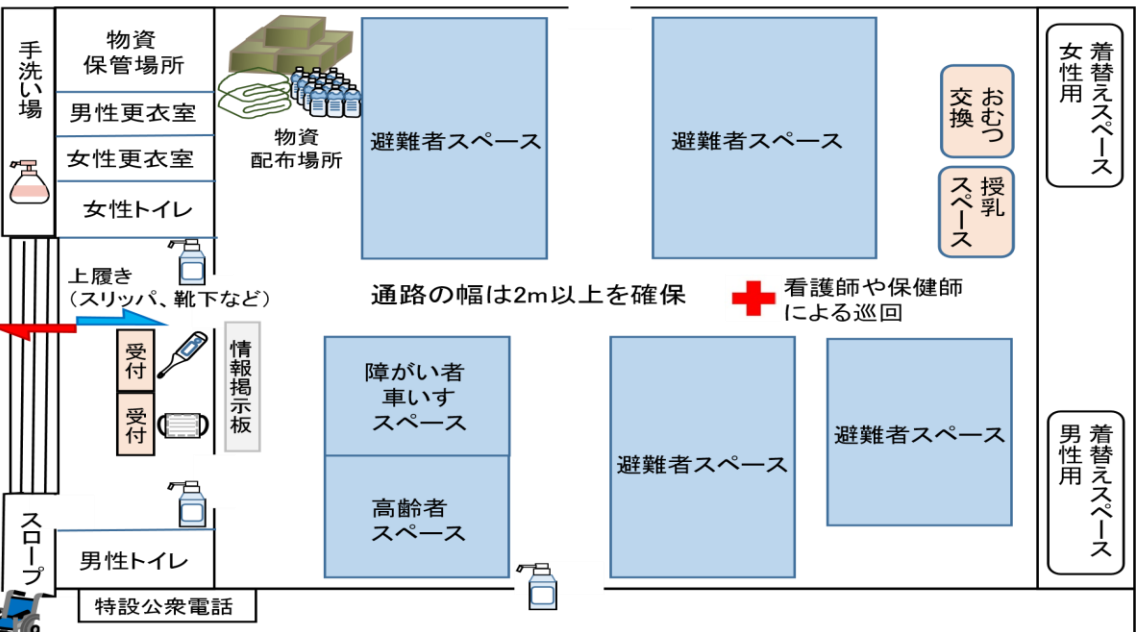
- 軽症者等 (一時的)**
- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。
  - ・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。
  - ・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。
  - ・同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要
- ※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

## 〈専用スペース〉



看護師や保健師による巡回

## 〈集合スペース〉



炊き出し  
一人分ずつ小分けにして配食

外履き  
一般の避難者

避難者  
総合受付にて、滞在スペース・区画の振り分け(ナンバリング)を行う。  
(マスク・体温計・上履き・ゴミ袋持参)

- 受付時でのチェック**
- 避難者カードの記入
  - 発熱、咳等、体調の確認
  - 要配慮等の確認 など

- 用意するもの**
- ・体温計(非接触型)
  - ・アルコール消毒液(手指用)
  - ・次亜塩素酸溶液
  - ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
  - ・フェイスシールド
  - ・ビニールシート
  - ・使い捨て手袋 など

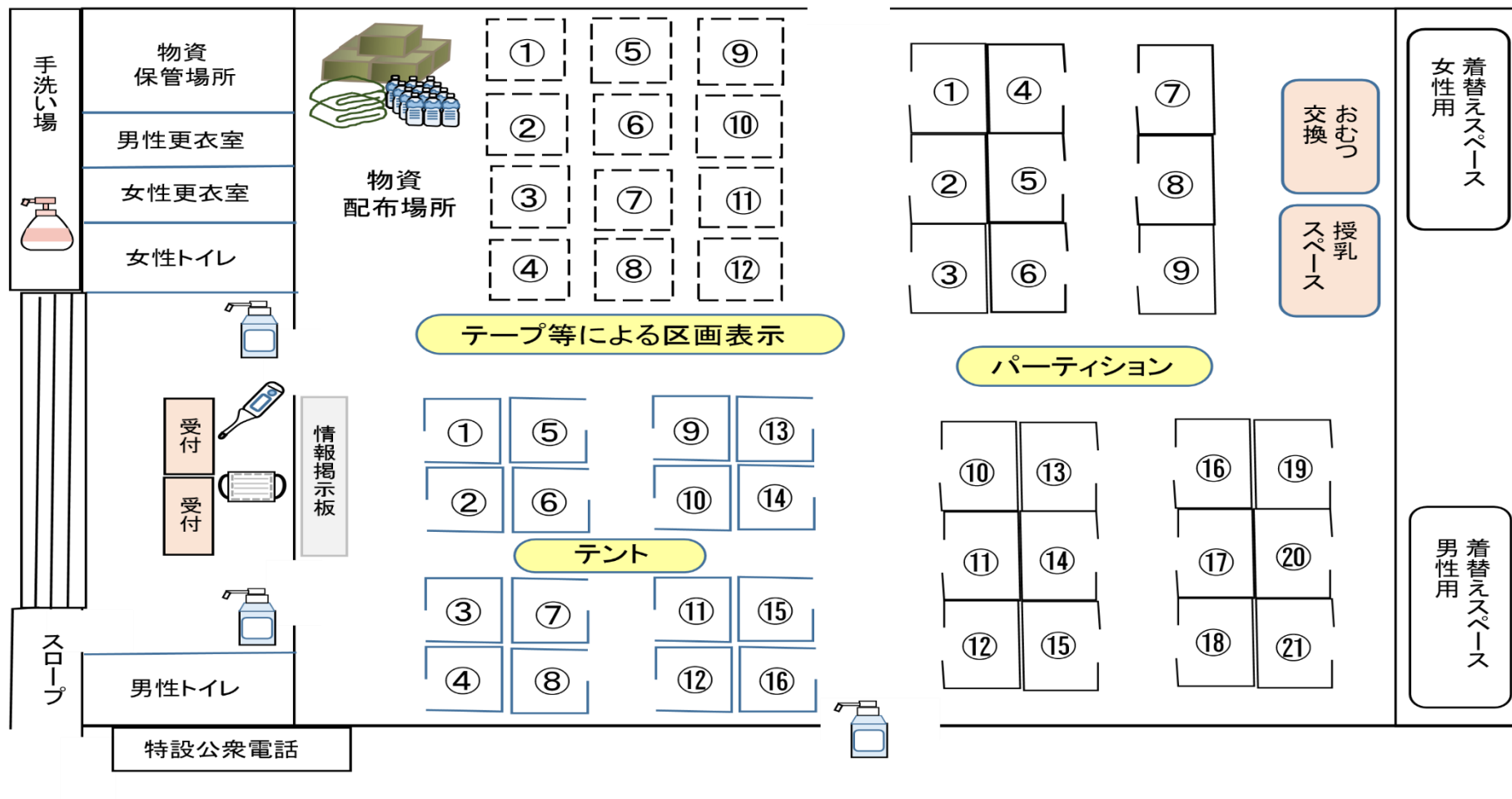
受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

R2. 6. 10第2版

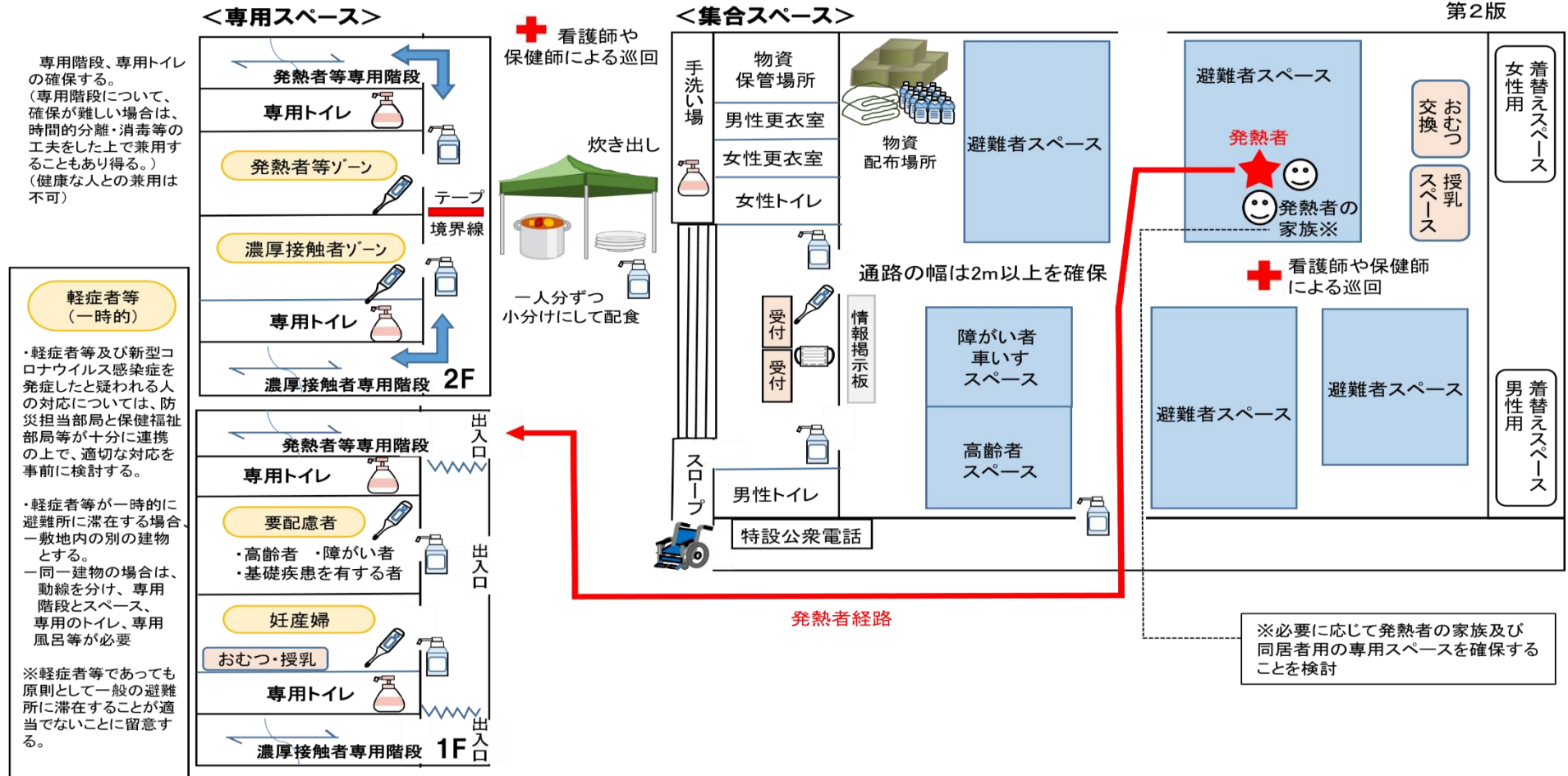
●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。





# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)＜避難受付以降＞

R2. 6. 10  
第2版



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

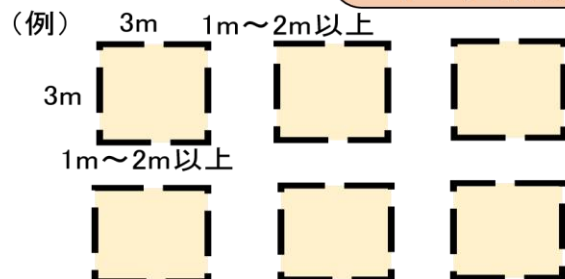


## 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

R2. 6. 10  
第2版

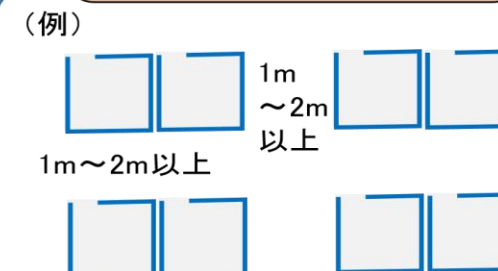
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在这种情况下には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

### テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
  - 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

### テントを利用した場合

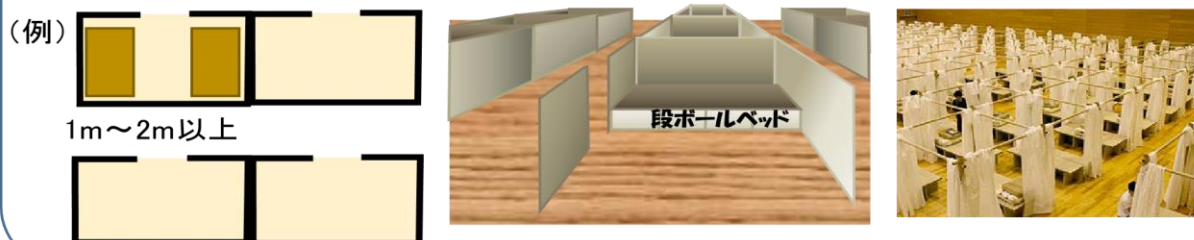


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



### パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

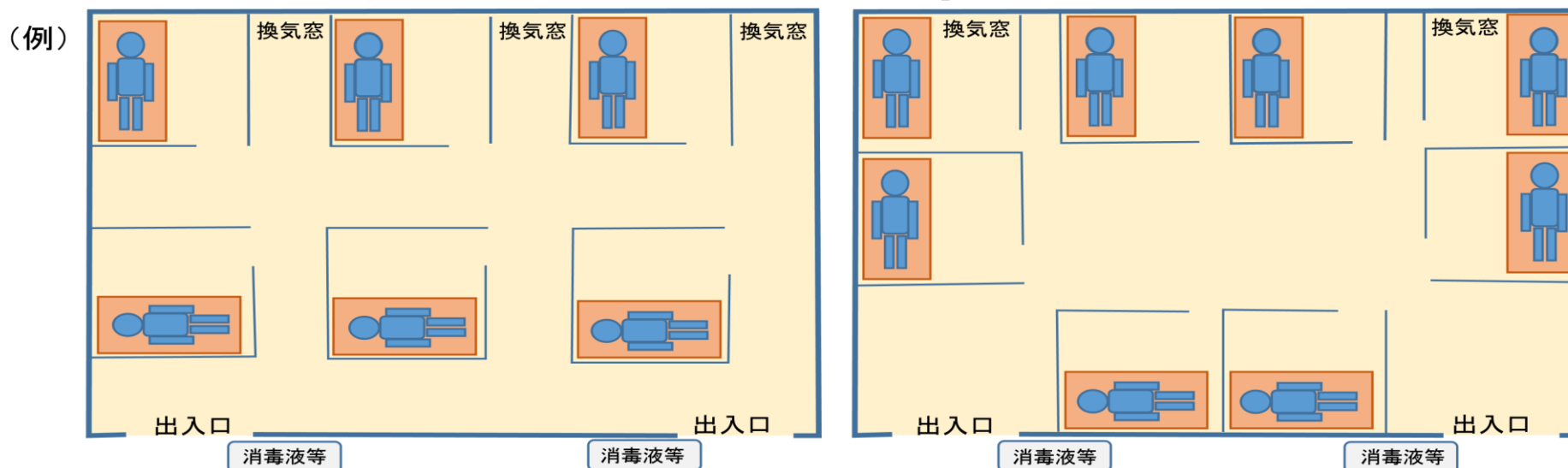


- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

R2. 6. 10第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。 ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、県の防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用避難所を設定することも想定される。  
(例: 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 状況に応じて変更あり。



# 感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索







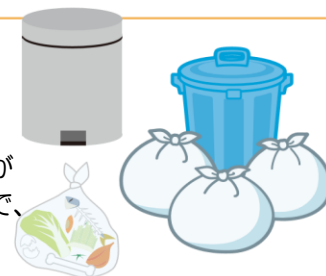
### 生活スペースの掃除のポイント

- ▶炊事場、おむつ交換スペースは、基本的に使用の度に清掃する。
- ▶トイレは、できるだけ頻繁に掃除をする。
- ※水を流す時はふたを閉めてしびきをあげないようにする。
- ※トイレに下痢の跡などが見られた場合は、感染の可能性があるため、すみやかに掃除すると共に、排せつした個人の健康を守るため、当該者が特定できるよう注意して見守る。
- ▶人々がよく触る場所（ドアノブ、電源スイッチ、テーブル、洗面台、蛇口など）を定期的に次亜塩素酸で拭く（人数が多い避難所では、1時間に1回程度など、時間を決めて行う）。
- ▶自分の居住スペースは1日1回、通常の床掃除などに使う洗剤（なければ、台所用合成洗剤を薄めた液）で拭き掃除する。前後に手洗い、アルコール消毒をする。
- ▶段ボールベッドや毛布、布団などの寝具は使用者が変わる度に廃棄または洗濯・消毒する。



### ゴミの取り扱い

- ▶ゴミ箱は必ず袋をかぶせて使用し、袋から溢れないようにする。
- ▶ゴミ箱は蓋を触らずに捨てられる足踏み式があるとよい。
- ▶頻繁に鼻をかむ人は自分専用の小さいゴミ袋を持てもらう。
- ▶鼻紙や掃除をしたペーパータオルなどのウイルスが沢山付いている可能性が高い物や、生ごみなどは、小さいビニール袋に入れてきちんと口を縛った上で、ゴミ箱に入れる。
- ▶ゴミは毎日回収し、回収時に箱を消毒する。



### ゴミの保管で気を付けること

- ▶ゴミ集積場は、基本的に避難所の居住スペース外で風で飛ばない場所にします。その施設のもともとの集積場所があれば、まずはそこを活用しましょう。災害で地域のゴミ焼却場が被災した場合等は、ゴミ収集が再開されるまで時間がかかる場合もありますのでより広いスペースが必要になります。車庫や屋根のある駐車場などあれば、それを活用するのも良いでしょう。ゴミを捨てに行った後は、手洗い・アルコール消毒をきちんと行いましょう。
- ▶分別して置けるように区切りや表示
- ▶ゴミ収集車がアクセスしやすい場所
- ▶居住スペースで、匂いがしない場所



### 洗濯物の対応

- ▶汚物でひどく汚れたものはゴミ袋等に入れ、密閉して廃棄処分するか、次亜塩素酸による消毒等を行う。
- ▶その他の場合は、通常の水・洗剤を使用し、洗濯機や手洗いで対処する。
- ▶次亜塩素酸を使うときは、洗いの時に洗剤と一緒に入れる。
- ▶乾燥機があれば利用する。



出典元:JVOD 避難生活改善に関する専門委員会 新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック

※ 合志市では、アルコール消毒液を備蓄し拭き掃除等に使用します。



~x ㄗ~